

第十八号樣式

事業所控用

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

◎新しい勤務先(転勤先等)

※翌年1月1日以降退職される方については、一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5)

(ノーカーボン)